

議案第 23 号

北本市野外活動センター設置及び管理条例の一部改正について

北本市野外活動センター設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

平成 30 年 2 月 26 日 提出

北本市長 現王園 孝 昭

北本市野外活動センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

北本市野外活動センター設置及び管理条例（平成 9 年条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 キャンプ用具の利用料金の上限額の表テントの項中「6 人用」を削る。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。